

企業主導型保育事業ってなに??

企業主導型保育園とは

企業主導型保育事業は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とし、平成 28 年度に創設された内閣府主体の保育事業制度です。国から、保育所の運営費・整備費の助成をうけながら運営されるため、保育士の人数、設備など認可保育園と同様の基準となります。

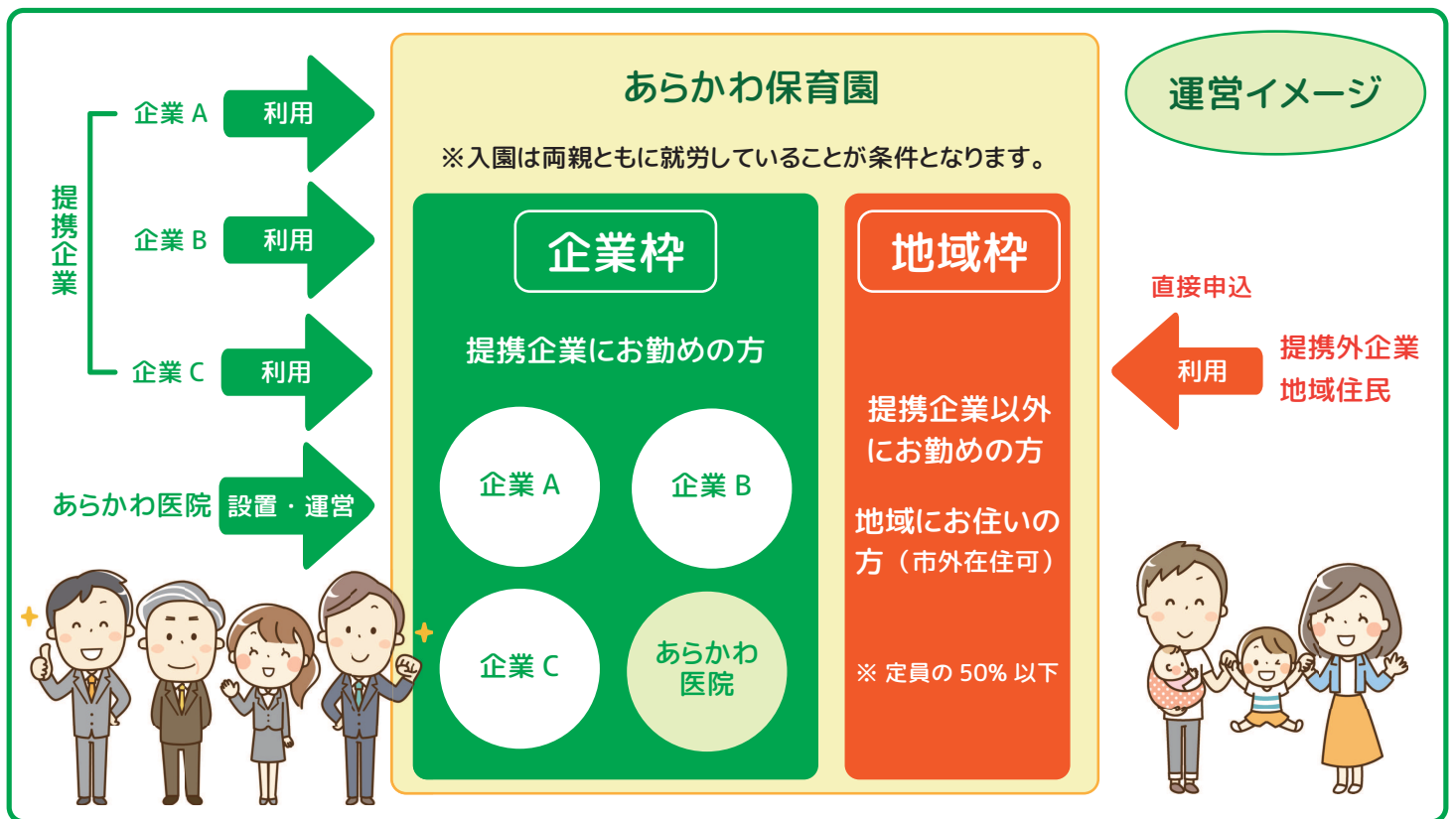
「企業枠」「地域枠」とは

企業主導型保育事業は「子ども子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）」という社会保険加入事業所が払っている税金を財源としている為、「企業（従業員）枠」（以下「企業枠」という）利用枠を設けています。

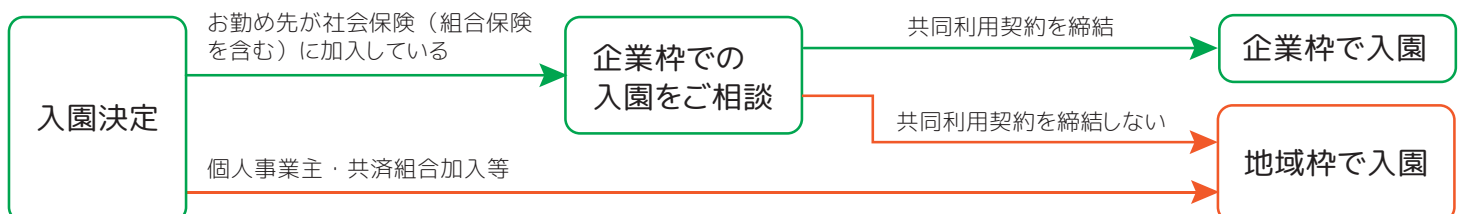
「企業枠」・・・社会保険（組合保険も可）加入の事業所が医療法人あらかわ医院と共同利用契約を結ぶことにより、「企業枠」で入園することが可能となります。子ども・子育て拠出金を負担している事業所であれば、その事業所に勤務する従業員または社会保険に未加入のパートタイム従業員の方も利用することができます。

注) 入園が決定してから共同利用契約を締結させていただきます。事前に契約を結び、枠を確保することはできません。

「地域枠」・・・上記企業枠の対象外のお子さまを受け入れるための利用枠で、定員の 50% 以下と定められています。国民健康保険や共済組合保険（公務員など）に加入の方は地域枠での入園となります。



「企業枠」「地域枠」を決定するまでの流れ



共同利用をお考えの企業様へ

共同利用契約を結ぶ条件とメリット

< 契約を結ぶための条件 >

- 社会保険（組合保険を含む）加入事業所であること

※ 企業主導型保育事業は社会保険加入事業者が社会保険の支払い時に負担している「子ども子育て拠出金」を財源としているため

< 共同利用のメリット >

- 認可保育園に入園が難しいパートタイム従業員のお子さまでも預けることができます。
- 地域の待機児童問題に取り組む企業、子育て家庭をサポートする企業として企業イメージが向上します。
- 福利厚生の一環として「連携保育所」があることをアピールできます。
- 保育の対象となるお子さまを持つ従業員の勤務状況に合わせた、フレキシブルな対応（勤務に合わせた幅広い保育時間、祝日の保育園利用など）ができます。
- 入園児童の母親または父親が育児休業を取得した場合、育児休業期間中も継続して利用できるため、育児休業からの復帰がスムーズになります。（育児休業取得時にあらかじめ保育園に未入園の兄弟姉妹の入園予約はできません）

共同利用契約に関するよくあるご質問

◆ 「あらかわ保育園」と共同利用契約をすることによるメリットは何ですか？

—— 従業員への福利厚生の充実です。保育の対象となるお子さまを持つ従業員の勤務状況に合わせた、フレキシブルな保育が可能です。また、従業員の子育てを応援する企業としてイメージアップにもつながります。

◆ パートタイム従業員も企業枠で利用できますか？

—— 社会保険未加入のパートタイム従業員の方も企業枠でのご利用が可能です。

◆ 会社が負担する金額はどれくらいですか？

—— 提携の費用や協力金など、企業様へ負担金を求めることは一切ありません。

◆ 認可保育園とは違うのですか？

—— 位置づけとしては認可外保育園となりますが、人員配置や設備等は認可保育園と同様かそれ以上の設置基準の為、安心してご利用いただけます。

◆ 入園後に地域枠から企業枠へ変更することは可能ですか？

—— 可能です。地域枠は定員の50%以下と決められているため、企業枠に変更していただくことにより他のお子さまの入園が可能となりますので、可能であれば企業枠でのご利用をお願いいたします。

◆ 契約は簡単に行えますか？

—— 契約書を交わすだけで企業枠としてご利用いただけます。契約はご希望があれば企業様へお伺いし、説明やサポートを行います。